



国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の 発展とわが国における AML 体制の将来

花 木 正 孝

要旨 本稿は国際的なマネー・ロンダリング防止— Anti Money Laundering regulation (AML) 体制に関して、以下の4点について論じるものである。はじめに1980年代から顕著となった、マネー・ロンダリングの構造と、国際的 AML 体制の意義について纏めたい。次に、わが国における AML 体制に関連する、3つの法令、①犯罪収益移転防止法、②外国為替及び外国貿易法、③内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に関して整理したい。3つ目は、国際的 AML 体制に係る2つの大きな潮流、①前提犯罪の範囲拡大及び、②特定事業者の範囲拡大、について紹介したい。最後に、わが国 AML 体制のあるべき姿について検討したい。

Abstract In this study, I address four topics regarding international Anti Money Laundering (AML) regulation.

First, I explain the structure of money laundering, which has become conspicuous since the 1980s, and the significance of international AML regulation.

Second, I review the following three laws related to Japanese AML regulation:

- i. Act on Prevention of Transfer of Criminal Proceeds
- ii. Foreign Exchange and Foreign Trade Act
- iii. Act on Submission of Statement of Overseas Wire Transfers for Purpose of Securing Proper Domestic Taxation

Third, I propose the following two major trends observed in recent international AML regulation:

- i. Expansion of a premise crime
- ii. Expansion of a specific enterpriser

Finally, I would like to identify the future direction of Japanese AML regulation.

キーワード マネー・ロンダリング防止, 犯罪収益移転防止法, 外為法, 調書提出法, 取引時確認, 本人確認

原稿受理日 2017年5月24日

1. はじめに

本稿は国際的なマネー・ロンダリング防止—Anti Money Laundering regulation (AML) 体制に関して、以下の4点について論じるものである⁽¹⁾。

はじめに1980年代から顕著となった、マネー・ロンダリングの構造と、その問題点を整理し、これに対抗する為に成立したAMLに関する国際的な取組の概要や、現在に至る発展過程を振り返り、国際的AML体制の意義について纏めたい。

次に、わが国におけるAML体制について、その根幹をなす犯罪収益移転防止法の他、AMLに関連する2法制（外国為替及び外国貿易法、国外送金等調書提出法）に関して、①その整備過程、②法制度の概要、③金融機関におけるAML実務、を整理したい。

3つ目は、国際的AML体制に係る新しい2つの潮流である、①前提犯罪の範囲拡大及び、②特定事業者の範囲拡大、について紹介したい。

最後に、これらの動きがわが国におけるAML体制に与える影響を指摘し、国際社会から求められる方向性及び、今後のわが国AML体制のあるべき姿について検討したい。

2. AML体制の成立と発展

2.1 マネー・ロンダリングの定義

(1) マネー・ロンダリング行為

マネー・ロンダリング行為とは、一般に、犯罪によって得た収益を、その出所や真の所有者が分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為と定義される。マネー・ロンダリング行為を放置すると、犯罪による収益が、将来の犯罪活動や犯罪組織の維持・強化に使用され、結果として組織的な犯罪及びテロリズムを助長する恐れがある。この為、国民生活の安全と平穏を確保し、健全な経済活動の発展の為に、AMLが重要と位置づけられる⁽²⁾。

(2) マネー・ロンダリングのプロセス

マネー・ロンダリングは、3つのプロセス、プレースメント—Placement、レイヤーリング—Layering、インテグレーション—Integrationによって実行される。通常、これらのプロセスが、別々にあるいは同時に実施される⁽³⁾。

国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の発展とわが国における AML 体制の将来（花木）

① プレースメント（預入）

プレースメントとは、犯罪によって得た収益を、金融システムあるいは合法的な商業サービスへと物理的に預け入れることを指す。その過程で、複数の小口取引に分割して預金口座に預け入れる。これをストラクチャリング—Structuring という。大口の資金を一気に入出金する場合、預け入れ金融機関側に、疑わしい取引として検知される恐れがある為、関連法令や金融機関側の事務規定で定められる閾値を下回る、小口取引を装い、大口取引報告や疑わしい取引報告及び、その記録保持の網から逃れる手続きを指す。

② レイヤーリング（分別）

レイヤーリングとは、現金の出所を、幾つかの金融機関との取引を通すことによって、犯罪活動という大元から分離することを指す。具体的には、小口取引に分割した資金を複数の金融商品の売買に潜り込ませる行為で、資金の電信送金による移動も含まれる。取引は単一あるいは複数の口座で実施されることがある。銀行間で何度も送金を繰り返す単純なものから、不動産、貴金属宝飾品等の売買を繰り返す複雑なものがある。

③ インテグレーション（統合）

インテグレーションは、違法行為によって得られた資金と合法的に得られた資金を統合し、所有権について合法的な根拠を持たせることである。

2.2 AML 体制の成立

(1) 麻薬・薬物犯罪への対応

1960年代から麻薬等薬物問題は、深刻な問題として、国際社会が一丸となって取り組むべき問題と位置づけられた。1961年には、それまで各国が個別に締結していた協定等を初めて1本に纏め、麻薬を規制した初の国際条約である「麻薬単一条約」⁽⁴⁾が、1971年には、麻薬単一条約が規定する「麻薬」に該当しない幻覚剤や覚醒剤、精神安定剤等を規制した条約である「向精神薬条約」⁽⁵⁾が、更に1988年には、麻薬単一条約、向精神薬条約で未規制の麻薬や向精神薬の前駆物質等、原料を規制した条約である「麻薬及び向精神薬の不正取引条約」⁽⁶⁾がそれぞれ採択され、わが国も批准済みである。麻薬及び向精神薬の不正取引条約では、1980年代に顕著になったマネー・ロンダリング行為を防止する目的で、新たに捜査協力・司法共助等を規定し、AML が薬物犯罪を前提犯罪としてスタートした⁽⁷⁾。

(2) FATF の結成

麻薬及び向精神薬の不正取引条約を受けて、1989年のアルシュ・サミット経済宣言⁽⁸⁾に

に基づき、OECD傘下に、金融活動作業部会—The Financial Action Task Force (FATF)が設立された。FATFは、翌1990年AMLに関する初の国際基準として(旧)「40の勧告」⁹⁾を策定し、AML関連国内法制の整備や、金融機関による顧客の本人確認及び、疑わしい取引報告等の措置を求めた。FATF発足と共にスタートした国際的なAML体制の発展過程は表1の通りである¹⁰⁾。

1995年のハリファクス・サミットでは、薬物取引だけでなく、他の重大犯罪から得られた収益の隠匿を効果的に防止する為の対策も必要との提言がなされ、前提犯罪を重大犯罪に拡大することが決定されたことから¹¹⁾、FATFは、翌1996年に(旧)「40の勧告」を一部改訂した。

表1 国際的なAML体制の発展過程

時 期	事 態
1988年12月	麻薬及び向精神薬の不正取引条約の採択 (薬物犯罪収益に関するマネー・ロンダリング行為の犯罪化を義務付け)
1989年7月	アルシュ・サミット (FATF (Financial Action Task Force on Money Laundering) 設置の採択)
1990年4月	FATF (旧)「40の勧告」を提言 ○金融機関による顧客の本人確認 ○疑わしい取引の金融規制当局への報告
1996年6月	FATF (旧)「40の勧告」を改訂 ○前提犯罪を重大犯罪に拡大することを義務付け
1998年5月	バーミンガム・サミット (FIU の設置について合意)
2001年9月	米国における同時多発テロ事件の発生
2001年10月	FATF「テロ資金供与に関する特別勧告」を発表 ○テロ資金供与の犯罪化, テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等
2003年6月	FATF (旧)「40の勧告」を再改訂 ○非金融業者 (不動産業者, 貴金属商, 宝石商等)・職業的専門家 (弁護士, 会計士等) への勧告の適用
2008年3月	FATF 第3次対日相互審査
2008年10月	FATF 第3次対日相互審査報告公表
2012年2月	FATF (旧)「40の勧告」を再改訂, 「テロ資金供与に関する特別勧告」と統合 ⇒ (新)「40の勧告」を発表
2013年6月	ロック・アーン・サミット 「法人及び法的取極めの悪用※を防止するための G8 行動計画原則」を合意 ※マネー・ロンダリングや租税回避
2014年6月	日本に関する FATF 声明の公表 ○マネー・ロンダリング対策等の不備への迅速な対応を要請

出典：『犯罪収益移転防止に関する年次報告書』¹⁰⁾を基に筆者作成

国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の発展とわが国における AML 体制の将来（花木）

続く1998年のバーミンガム・サミットでは、各国にマネー・ロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関等に提供する資金情報機関— Financial Intelligence Unit (FIU) を設置し、AML 体制強化の方針が決定された⁹²。これは、各国の AML を支えるべく、金融機関等からの届出情報を受理・処理し、当局に通知する中央機関であり、法執行機関に重要な情報交換の道筋を提供するものである。

2.3 AML 体制の発展

1999年に、採択された「テロ資金供与防止条約」⁹³ は、テロ資金提供・収集行為の防止を目的としたものであり、テロ資金の没収、金融機関による本人確認・疑わしい取引の届出等の措置を求めた。加えて、2001年9月11日の米国同時多発テロ発生を受け、FATF は、新たなテロ資金供与対策の国際基準ともいべきテロ資金供与に関する「8の特別勧告」（2004年には「9の特別勧告」）を公表し⁹⁴、テロ関係の疑わしい取引の届出の義務化等を提言し、テロ資金供与に関する国際的な対策と協力の推進にも本格的に乗り出した。（(旧)「40の勧告」, 「9の特別勧告」の項目については表2参照）

今世紀に入り、AML の進展に応じ、マネー・ロンダリング行為そのものの傾向にも変化が現れた。それは、金融機関以外の事業者を利用した犯罪収益、テロ資金隠匿行為である。不動産業者等、金融機関以外の事業者が、マネー・ロンダリング行為に利用されるなど、その手口が複雑かつ巧妙化してきていることから、2003年には、非金融業者に対する適用を盛り込んだ（旧）「40の勧告」の一部改訂を公表した⁹⁵。

更に、2012年の（旧）「40の勧告」と「9の特別勧告」を一本化した（新）「40の勧告」では、大量破壊兵器の拡散や、公務員に係る贈収賄や横領等、腐敗行為も前提犯罪に加わった⁹⁶。（(新)「40の勧告」の項目については表3参照）

2013年のロック・アーン・サミットでは、租税回避（脱税行為）を念頭に「法人及び法的取極めの悪用を防止するための G8 行動計画原則」が合意された⁹⁷。この様に、FATF 発足当初には麻薬取引に限定されていた AML の前提犯罪は年々拡大されており、現在は、わが国 AML 関連法令の対象とする前提犯罪は無論、租税回避防止にまで及んでいる。FATF 加盟国を筆頭に各国は、拡大する前提犯罪に対応する包括的な AML 体制の構築に迫られている。

表2 FATF (旧)「40の勧告」,「9の特別勧告」(2004年9月時点)

40の勧告	
法体制	
1	資金洗浄罪
2	資金洗浄罪—認識及び法人への刑罰
3	没収・凍結措置
予防的措置	
4	勧告に整合的な守秘義務
5	顧客管理
6	PEP (外国における重要な公的地位を有する者)
7	コルレス銀行業務
8	新技術及び非対面取引
9	顧客管理措置の第三者依存
10	記録保存
11	通常でない取引
12	DNFBP (指定非金融業者及び職業専門家) における顧客管理
13	疑わしい取引の届出 (STR)
14	届出者の保護・情報漏洩
15	内部管理, 法令遵守, 監査
16	DNFBP による疑わしい取引の届出
17	制裁措置
18	シェルバンク
19	他の報告様式
20	他の職業専門家及び安全な取引技術
21	高リスク国への特段の注意
22	海外支店・現法
23	規制, 監督, 監視
24	DNFBP—規制, 監督, 監視
25	ガイドライン及びフィードバック
機構及び他の措置	
26	FIU
27	法執行当局
28	関係当局の権限
29	監督当局
30	資源, 統合性, 訓練
31	国内関係当局間の協力
32	統計
33	法人—受益所有権者
34	法的取極—受益所有権者
国際協力	
35	条約
36	法律上の相互援助
37	双罰性
38	外国からの要請による資産凍結等
39	犯人引渡
40	他の国際協力
9つの特別勧告	
I	国連諸文書の批准
II	テロ資金供与の犯罪化
III	テロリストの資産の凍結・没収
IV	疑わしい取引の届出
V	国際協力
VI	送金サービスへのマネロン対策義務
VII	電信送金のルール
VIII	非営利団体 (NPO)
IX	国境における申告及び開示

出典：筆者作成

表 3 2012年 FATF（新）「40の勧告」

新勧告項目	旧勧告	大項目名
A. 資金洗浄及びテロ資金供与対策及び協力		
1	—	リスク評価とリスクベース・アプローチの適用
2	31	国内関係当局間の協力
B. 資金洗浄及び没収		
3	1, 2	資金洗浄の犯罪化
4	3	犯罪収益の没収・保全措置
C. テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与		
5	II	テロ資金供与の犯罪化
6	III	テロリストの資産凍結
7	—	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁
8	VIII	非営利団体（NPO）の悪用防止
D. 予防的措置		
9	4	金融機関の守秘義務
顧客管理及び記録の保存		
10	5	顧客管理
11	10	本人確認・取引記録の保存義務
個別の顧客及び行為に対する追加的な措置		
12	6	PEPs（重要な公的地位を有する者）
13	7	コルレス契約
14	VI	代替的送金サービス
15	8	新技術の悪用防止
16	VII	電信送金（送金人情報の付記義務）
委託、管理及び金融グループ		
17	9	顧客管理措置の第三者依存
18	15, 22	金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用
19	21	ハイリスク国（勧告履行に問題がある国・地域への対応）
疑わしい取引の届出		
20	13, IV	金融機関における資金洗浄、テロに関する疑わしい取引の届出
21	14	届出者の保護義務
指定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）		
22	12	DNFBP における顧客管理
23	16	DNFBP による疑わしい取引の報告義務
E. 法人及び法的取極めの透明性及び真の受益者		
24	33	法人の受益所有者
25	34	法的取極の受益所有者
F. 当局の権限及び責任、及びその他の制度的な措置		
規制と監督		
26	23	金融機関に対する監督義務
27	29	監督当局の権限の確保
28	24	DNFBP に対する監督義務
実務及び法執行		
29	26	FIU の設置義務
30	27	資金洗浄・テロ資金供与の捜査
31	28	捜査関係等資料の入手義務
32	IX	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応
一般的な義務		
33	32	包括的統計の整備
34	25	ガイドラインの策定義務
制裁		
35	17	義務の不履行に対する制裁措置
G. 国際協力		
36	35, I	国連諸文書の批准
37	36, V	法律上の相互援助、国際協力
38	38	外国からの要請による資産凍結等
39	39	犯人引渡
40	40	国際協力（外国当局との情報交換）

旧勧告の番号は、アラビア数字（(旧)「40の勧告」）、ローマ数字（「9の特別勧告」）

出典：筆者作成

3. わが国の AML 体制

次に、わが国における AML 体制について、① AML 法制の整備過程と概要、② AML 体制の概要と実績、③金融機関等特定事業者の取組、について整理したい。

3.1 AML 法制への道程

(1) 本人確認ルールの導入

1990年、大蔵省から銀行に対して顧客の本人確認実施の要請がなされた。続く1992年麻薬特例法^⑧により金融機関等に薬物犯罪収益に関するマネー・ロンダリング情報の届出を義務づける「疑わしい取引の届出制度」が創設された。(疑わしい取引報告の届け出状況は、表4参照)

表4 疑わしい取引の届出の件数と情報の活用件数の推移

	2007年 平成19年	2008年 平成20年	2009年 平成21年	2010年 平成22年	2011年 平成23年	2012年 平成24年	2013年 平成25年	2014年 平成26年	2015年 平成27年	2016年 平成28年
疑わしい取引の届出の受理件数	158,041	235,260	272,325	294,305	337,341	364,366	349,361	377,513	399,508	401,091
内金融機関等	158,041	234,745	270,628	292,529	334,903	360,513	344,147	366,779	385,639	387,399
比率	100.00%	99.78%	99.38%	99.40%	99.28%	98.94%	98.51%	97.16%	96.53%	96.59%
捜査機関等への情報提供件数	98,629	146,330	189,749	208,650	234,836	281,475	296,501	348,778	435,055	435,055
疑わしい取引に関する情報の活用件数	23,986	44,867	69,941	88,060	105,777	188,321	193,844	243,476	265,346	284,914
端緒事件の捜査における活用件数	907	668	1,261	1,642	2,674	3,811	3,781	4,608	6,308	5,961
端緒事件の捜査以外の活用件数	23,079	44,199	68,680	88,418	103,103	184,510	190,063	238,868	259,038	278,953

出典：JAFIC 年次報告書^⑩

さらに、その後の動向を踏まえ、2000年には組織的犯罪処罰法^⑨により届出制度が拡充された。同法は、届出の対象となる犯罪を「一定の重大犯罪」に拡大するとともに、マネー・ロンダリング情報を一元的に集約し、整理・分析して捜査機関に提供する権限を、金融庁長官(特定金融情報室)に付与し、FIUとした。2002年には、犯罪資金提供処罰法^⑪が可決・成立した。同法の施行に伴い、組織的犯罪処罰法が一部改正され、テロリズムに対する資金供与の疑いがある取引についても疑わしい取引の届出対象とされた。(わが国の AML 体制の発展過程は表5参照)

(2) 本人確認法の制定

2003年には本人確認法^⑫が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認、本人確認記録・取引記録の作成・保存が義務づけられた^⑬。

表 5 わが国の AML 体制の発展過程

時 期	事 態
1990年 4 月	顧客の本人確認義務等に関する通達を发出（大蔵省銀行局長ほか）
1992年 7 月	麻薬特例法の施行（薬物犯罪に関する「疑わしい取引の届出制度」の創設）
1998年 4 月	改正外為法施行（原則自由化） 国外送金等調書の提出に関する法律施行により調書制度が開始 当初500万円超のクロスボーダー取引
2000年 2 月	組織的犯罪処罰法の施行（前提犯罪を一定の重大犯罪に拡大，日本版 FIU の設置等）
2002年 7 月	テロ資金供与処罰法・改正組織的犯罪処罰法の施行により，前提犯罪にテロ資金供与罪を追加
2003年 5 月	本人確認法の施行（金融機関等による顧客等の本人確認義務の法定化） 200万円超の現金取引 改正外為法施行（外国為替取引における本人確認義務の法定化）
2005年 1 月	本人確認基準金額引下げ（200万円⇒10万円超の現金取引）
2007年 4 月	FIU の移管（金融庁→国家公安委員会・警察庁）
2008年 3 月	犯罪収益移転防止法施行
2009年 4 月	調書提出基準金額引下げ（200万円⇒100万円超のクロスボーダー取引）
2013年 4 月	改正犯罪収益移転防止法施行（取引時確認義務へ強化）
2013年 6 月	日本行動計画を公表
2014年11月	改正犯罪収益移転防止法の成立 （疑わしい取引の判断方法の明確化，コルレス契約締結時の厳格な確認，事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充等）
2016年10月	改正犯罪収益移転防止法施行

出典：筆者作成

3.2 犯罪収益移転防止法（犯収法）

(1) 犯収法の制定

2003年の FATF（旧）「40の勧告」改訂を受け，国際的な枠組みの中でわが国においても同勧告を実施し，対策を抜本的に強化する必要性が認められた。2004年，政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は同勧告の実施を盛り込んだ「テロの未然防止に関する行動計画」²³⁾を決定し，2005年には，警察庁による同勧告を実施するための法律制定が決定され，2007年に犯収法²⁴⁾が成立した。本法の一部施行により，同年から FIU が金融庁から国家公安委員会・警察庁（犯罪収益移転防止管理官）に移管された。犯収法は2008年 3 月 1 日から全面的に施行された。

(2) 2013年改正犯収法

2013年 4 月，後述する FATF 第 3 次相互審査結果を受けて，2013年改正犯収法が施行された²⁵⁾。初の改正ポイントは，以下に挙げる 3 点であった²⁶⁾。

① 特定事業者の追加

わが国固有事情を反映して、振り込め詐欺防止の観点から、電話転送代行業者が追加された。

② 取引時確認の導入

本人確認法以来、本人確認事項のみの取得を義務付けていたが、これに加えて、取引目的や、職業（個人）・事業内容（法人）、実質の支配者（法人）等を顧客管理事項として新たに取得するよう義務付けた。これ以降、取引時確認と名称も変更した。

③ ハイリスク取引対応

FATF は取引を、マネー・ロンダリングに利用される危険性を、ア. 危険性が高い取引、イ. 危険性が中程度の取引、エ. 危険性が低い取引の3種類に分類し、危険性の程度によって対応すること—リスクベース・アプローチを求めていた。これに対応する為、前述の顧客管理事項に加えて、ア. なりすましが疑われる場合、イ. 取引時確認に際して提出された確認資料の偽造が疑われる場合、ウ. AML 体制が十分でない国との取引、エ. その他政令で指定する取引、といったAML上リスクの高い取引に対しては、資産および収入に関する情報を追加で取得するよう義務付けられた。

(3) 2016年改正犯収法

FATF は、2013年改正犯収法の内容について、後述の第3次相互審査のフォローアップを通して更なる強化を求めた。これに基づき、2016年10月改正犯収法が施行された⁷⁹⁾。改正のポイントは、以下に挙げる7点であった⁸⁰⁾。

① 取引時確認対象取引

2016年改正犯収法では、同種取引と著しく異なる態様の取引及び、関連する複数の取引が敷居値を越える取引について、旧法より規定を強化する一方で、入学金や学費の振込といった取引目的のはっきりしたものについては、簡素な顧客管理で許容するという、メリハリのついた規定とした。

② 取引時確認書類

個人顧客については、写真なし確認資料に補完資料の追加呈示を求める規定となった。これは、FATF 第3次相互審査報告書で、健康保険証を代表とする顔写真のない確認資料について、その取扱いの改善を求められていた事項であり、これに対応したものである。

③ 法人取引の取引時確認手続き強化

法人取引開始に際して、従来、法人自体の本人確認に加えて取引担当者の本人確認を行

国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の発展とわが国における AML 体制の将来（花木）
う規定であったが、これに加えて、当該法人の実質的支配者も確認対象とするよう規定が強化された。

④ ハイリスク取引の対象拡大

従来、なりすまし、虚偽、ハイリスク国に関連する取引に関しては、ハイリスク取引として慎重な確認を要求されていたが、これに加え、外国政府要人— Politically Exposed Persons（PEPs）を追加することとした。外国 PEPs には、現職、元職及びその家族も含まれると規定された。

⑤ 疑わしい取引の届け出判断方法追加

2016年改正犯収法に基づき、国家公安委員会の発出する犯罪収益移転危険度調査書に基づき、疑わしい取引報告提出の要否を判断すると共に、確認記録・取引記録の精査を行うことが規定された。

⑥ コルレス銀行の AML 体制確認

所謂シェル・バンク対策として、コルレス契約締結時のコルレス契約相手行の AML 体制を確認し、評価することが規定された。

⑦ 金融機関の AML 体制整備努力義務

金融機関職員への教育訓練、取引時確認関連行内規程の整備、取引時確認関連監査等の統括管理者選任が、努力義務という位置づけであるが規定された。

3.3 犯収法以外の AML 関連 2 法

(1) 外国為替及び外国貿易法（外為法）⁶⁹⁾

1932年の資金逃避防止法⁶⁹⁾の制定以来、外国為替取引等の管理、調整を行い、国際収支の均衡及び、通貨の安定を図ることを主な目的としてきた外為法であったが、2003年1月より、当時の本人確認法と平仄を合わせる形で、本人確認義務を規定し AML 体制の一翼を担うこととなった。（表 6 参照）

(2) 国外送金等調書提出法（調書提出法）⁶⁹⁾

1998年4月の改正外為法施行のよる、外為取引の原則自由化—所謂外為ビックバンに合わせ、調書提出法が施行され、調書提出制度が開始された。調書提出法の目的は、納税義務者の外国為替取引に際して、対外取引状況及び、財産を国税当局が把握し、内国税の適正な課税の確保を図ることであった。当初500万円超のクロスボーダー取引が対象とされたが、最終的には、2009年4月の調書提出基準金額の引下げにより100万円超のクロス

表6 外為法の推移

年	内 容
1931	金輸出再禁止（金本位制停止）、金兌換停止
1932	資本逃避防止法制定
1933	外国為替管理法制定（「外国為替銀行制度」の導入）
1936	大蔵省令により貿易為替管理を開始
1941	外国為替管理法改正（戦時体制へ移行）
1945	GHQの全面管理
1947	民間貿易の一部再開
1949	単一為替レートの設定 1ドル=360円 「外国為替及び外国貿易管理法」（外為法）並びに「外資に関する法律」（外資法）の制定
1952	IMF（国際通貨基金）、世界銀行へ加盟 外国為替管理委員会の廃止、外国為替等審議会の設置
1954	外国為替銀行法の制定に伴い、外国為替銀行を外国為替公認銀行に改正
1964	外国為替予算制度の廃止、IMF 8条国へ移行、OECDに加盟
1971	為替レートの変更 1ドル=308円
1972	外貨集中制度の廃止
1973	変動相場制へ移行、対内直接投資につき、例外業種を除き原則自由化の閣議決定
1980	外為法を原則自由の法体系に改正、外資法廃止
1984	先物外国為替取引に関する実需原則撤廃
1986	オフショア勘定の創設に伴う外為法の一部改正
1987	ココム規制違反行為に係る罰則・制裁の強化に伴う外為法の一部改正
1992	対内直接投資等につき、事前届出制から原則事後報告制への移行に伴う外為法の一部改正
1998	内外資本取引等の自由化、外国為替業務の完全自由化への移行に伴う外為法の一部改正（題名から「管理」を削除し、外国為替及び外国貿易法となる）
2002	米国同時多発テロ事件を受け、テロ資金対策強化のために、本人確認に係る努力規定の義務化等（2003年1月6日施行）、関係省庁等による情報提供等の根拠となる規定の整備等（2002年5月7日施行）からなる外為法の一部改正
2004	我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき、支払、資本取引、役務取引、貨物の輸出入取引などに対する規制の発動を可能とする外為法の一部改正（2004年2月26日施行）

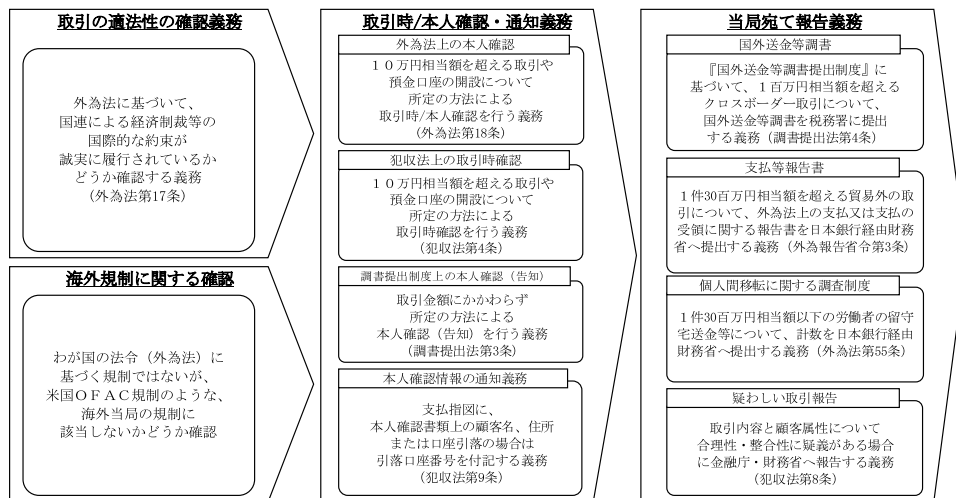
出典：財務省 HP より筆者作成³⁰

ボーダー取引が対象となった。

3.4 外国送金受付時の AML 実務

ここで、わが国の AML 実務の事例として、外国送金受付時の取引時/本人確認を取り上げたい。前述の通り現在、外国送金受付時の AML 関連法令は、改正犯収法、外為法、調書提出法の3つがある。外国送金取引を含む外国為替取引受付時、銀行は外為法に基づく3つの義務、取引の適法性の確認義務、本人確認義務、当局宛報告義務を負う。犯収法においては、取引時確認義務及び、当局宛報告義務を、調書提出法は、本人確認義務及び、当局宛報告義務を課している。また、米国をはじめとした海外規制に関する確認も併せて行われる（図1参照）。

図1 外為法に基づく3つの義務フロー



出典：筆者作成

これら3法は、それぞれの目的に応じて取引時/本人確認の対象取引及び確認手続きを定めている（図2参照）。拙稿（2017）⁵⁹は、例えば同額の取引でも、法令により、取引時/本人確認の要否が分かれる等、確認手続きの煩雑化によって、金融機関役職員の規定不周、顧客への説明不十分によるクレーム発生等、現場の混乱を招いている点を指摘した。

図2 3法に基づく取引時/本人確認手順

	犯罪収益移転防止法（犯税法）の取引時確認		外国為替及び外国貿易法（外為法）の本人確認※		国外送金等調査提出法の本人確認
	金額条件	金額条件なし	10万円相当額超	金額条件なし	金額条件なし
代り金等	現金 線引のない持参人払式小切手・預金小切手	取引時確認未済の場合	現金 線引のない持参人払式小切手・預金小切手 本人確認未済口座の振替	本人確認未済の場合	
対象取引	大口現金取引・振込 ・ 外国送金 ・国内送金 ・両替（ 外貨両替 を含む） （200万円超）	口座開設等の新規取引時	外国為替取引 外国送金（仕向・被仕向） 国内送金（円建・外貨建） 取立（仕向・被仕向） 外貨両替（200万円超） 資本取引	外貨預金 信託 為替予約 輸出手形買取 金融先物指標等の契約締結	クロスボーダー取引（国境を越える取引） 外国送金（仕向・被仕向） 外国払クレーンピルの取立/買取
本人確認資料	犯税法・外為法の定める取引時/本人確認資料				調査制度の定める本人確認資料
本人特定事項	個人：氏名・住居・生年月日		法人：名称・本店または主たる事務所の所在地		住所・氏名/名称
顧客管理事項	必要		定めず		定めず
	個人	法人			
	取引目的・職業	取引目的・事業内容 実質的支配者			
確認記録	取引時確認記録作成要		本人確認記録作成要		定めず

※外国送金、外貨両替は、犯税法の外国送金、両替に含まれる為、取引時確認を実施する

出典：筆者作成

4. AML 体制における新しい動き

ここで、AML体制の新しい動き、①前提犯罪の範囲拡大や、②特定事業者の範囲拡大、について紹介したい。

4.1 前提犯罪・特定事業者の範囲拡大

前述の通り、AML体制の発展過程で、FATF発足当初には麻薬取引に限定されていたAMLの前提犯罪・特定事業者の範囲は拡大傾向にある。(図3参照)

(1) 前提犯罪の拡大

前提犯罪の範囲拡大はFATF設立直後から始まった。これは、犯罪の種類に係らず、これによって得られた犯罪収益が、マネー・ロンダリング行為に直結することから、AMLの強化が、これらの犯罪に、相当の抑止効果を与えることが期待されるからである。また、犯罪収益(汚いカネ)を合法的な資金(綺麗なカネ)にするという、従来型マネー・ロンダリング行為に加えて、悪意のない資金(綺麗なカネ)を、テロ支援等の非合法活動資金(汚いカネ)にするという、新たなマネー・ロンダリング行為の防止にもAMLの強化が必要不可欠であると期待されている。

(2) 特定事業者の範囲拡大

特定事業者の範囲についても、前提犯罪と同様に拡大傾向がある。マネー・ロンダリング行為は、元々その名称の由来通り、現金を中心として行われていたが、前述の通り、金融機関でのAML体制強化に伴い、不動産、宝飾品といった、現金以外の非金融資産を利用した事案が発生、看過できない水準にまで発達した。一方、高度な専門知識を有する、弁護士、公認会計士といった専門家によるマネー・ロンダリング行為の帮助事案も発生した。これらのことから、非金融業者、職業専門家まで、特定事業者として取り扱われることとなった。

図3 前提犯罪の範囲拡大

特定事業者 前提犯罪	金融機関	非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）
麻薬取引	1980年代 1989年FATF設立、「旧40の勧告」	
麻薬以外の重大犯罪	1990年代 1995年ハリファックス・サミット	2003年FATF「旧40の勧告」改訂
テロ資金供与	2000年代 2001年同時多発テロFATF「特別勧告」	
租税回避		2010年代 2013年ロック・アーン・サミット

出典：筆者作成

5. わが国 AML 体制の課題

それでは、これらの動きがわが国における AML 体制に与える影響を指摘し、国際社会から求められる方向性及び、今後のわが国 AML 体制のあるべき姿について検討したい。

5.1 国際社会の要請

(1) FATF の第3次相互審査

表7は、わが国に対する FATF 第3次相互審査報告書⁶⁴ における評価を、FATF「40の勧告」にあてはめたものである。前述の通り、同勧告は2012年に改訂されたが、第3次相互審査は、(旧)「40の勧告」による審査である。2008年10月公表のわが国に対する FATF 第3次相互審査報告書では、全49項目中の履行—Compliant (C)、概ね履行— Largely Compliant (LC)、2評価合計の割合で比較すると、2008年11月時点で、わが国が46.9% (C4+LC19=23項目) であるのに対して、AML 先進国である米国87.8% (C15+LC28=43項目)、英国73.5% (C24+LC12=36項目)、並びに中国49.0% (C8+LC16=24項目) である。他の FATF 加盟国、中でも主要国（米国、英国、中国等）に対する評価に比べ、見劣りするものだった⁶⁵。

(2) FATF の対日声明

第3次相互審査のフォローアップ期間中の2014年6月27日、FATFが発出した対日声明は、わが国政府にとって衝撃的な内容であった。

表7 FATF 第3次相互審査報告書における評価

新勧告項目	旧勧告	評価	大項目名
A. 資金洗浄及びテロ資金供与対策及び協力			
1	—	—	リスク評価とリスクベース・アプローチの適用
2	31	LC	国内関係当局間の協力
B. 資金洗浄及び没収			
3	1, 2	LC, LC	資金洗浄の犯罪化
4	3	LC	犯罪収益の没収・保全措置
C. テロ資金供与及び大量破壊兵器の拡散に対する資金供与			
5	II	PC	テロ資金供与の犯罪化
6	III	PC	テロリストの資産凍結
7	—	—	大量破壊兵器の拡散に関与する者への金融制裁
8	VIII	PC	非営利団体（NPO）の悪用防止
D. 予防的措置			
9	4	C	金融機関の守秘義務
顧客管理及び記録の保存			
10	5	NC	顧客管理
11	10	LC	本人確認・取引記録の保存義務
個別の顧客及び行為に対する追加的な措置			
12	6	NC	PEPs（重要な公的地位を有する者）
13	7	NC	コルレス契約
14	VI	PC	代替的送金サービス
15	8	PC	新技術の悪用防止
16	VII	LC	電信送金（送金人情報の付記義務）
委託、管理及び金融グループ			
17	9	N/A	顧客管理措置の第三者依存
18	15, 22	NC, NC	金融機関における内部管理規定の整備義務、海外支店・現法への勧告の適用
19	21	NC	ハイリスク国（勧告履行に問題がある国・地域への対応）
疑わしい取引の届出			
20	13, IV	LC, LC	金融機関における資金洗浄、テロに関する疑わしい取引の届出
21	14	LC	届出者の保護義務
指定非金融業者及び職業専門家（DNFBPs）			
22	12	NC	DNFBP における顧客管理
23	16	PC	DNFBP による疑わしい取引の報告義務
E. 法人及び法的取極めの透明性及び真の受益者			
24	33	NC	法人の受益所有者
25	34	NC	法的取極の受益所有者
F. 当局の権限及び責任、及びその他の制度的な措置			
規制と監督			
26	23	LC	金融機関に対する監督義務
27	29	LC	監督当局の権限の確保
28	24	PC	DNFBP に対する監督義務
実務及び法執行			
29	26	LC	FIU の設置義務
30	27	LC	資金洗浄・テロ資金供与の捜査
31	28	C	捜査関係等資料の入手義務
32	IX	NC	キャッシュ・クーリエ（現金運搬者）への対応
一般的な義務			
33	32	LC	包括的統計の整備
34	25	LC	ガイドラインの策定義務
制裁			
35	17	LC	義務の不履行に対する制裁措置
G. 国際協力			
36	35, I	PC, PC	国連諸文書の批准
37	36, V	PC, PC	法律上の相互援助、国際協力
38	38	LC	外国からの要請による資産凍結等
39	39	PC	犯人引渡
40	40	LC	国際協力（外国当局との情報交換）

旧勧告の番号は、アラビア数字（(旧)「40の勧告」）、ローマ数字（「9の特別勧告」）

評価は、C（履行）、LC（概ね履行）、PC（一部履行）、NC（不履行）、N/A（適用外）、—（新設項目）

出典：筆者作成

国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の発展とわが国における AML 体制の将来（花木）

同声明の内容は、わが国に対する2008年10月公表の FATF 第3次相互審査報告書における指摘事項の改善が進んでおらず、①テロ資金供与規制法制、②金融機関等の顧客管理体制、③テロリストに対する資産凍結法制、④後述の国際組織犯罪防止条約に基づく法制度、の4点について迅速な整備を求めたものであった⁶⁹。これを受けて、わが国は、直ちに犯収法の改正に着手し、同年11月27日に改正犯収法を公布、2016年10月1日に施行した。これについて、久保田（2015）⁶⁹では、①かつてない早さで法整備を実施したことや、②健康保険証等、顔写真なし証明書に補完的確認措置を導入したことを挙げ、肯定的に評価する一方、健康保険証等、顔写真なし証明書が温存されているという問題点を指摘し、将来的な顔写真付き化の検討の必要性を提言している。

（2）国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）⁶⁹

他方、交通・通信手段の高速化、金融・IT等のネットワーク化に伴って、国際的な組織犯罪に効果的に対処するために、国際的な組織犯罪防止の為、国際協力する必要性が高まってきた。加えて、各国刑事司法制度の整備強化を図る上で、1999年、国連において、国際組織犯罪対策のための条約作成交渉が開始され、2000年11月、国際組織犯罪防止条約が採択され、同年12月に、イタリアのパレルモにおいて署名会議が行われた。同条約は、ア. 重大な犯罪の実行についての合意、犯罪収益の資金洗浄の犯罪化、イ. 条約の対象犯罪に関する犯罪人引渡手続を迅速化、ウ. 捜査・訴追・司法手続における相互援助、を規定している⁶⁹。同条約は2017年4月1日現在の締約国は、187ヵ国となっているが、わが国は、条約締結については、2003年5月に国会承認を得ているものの、関連する国内法が成立していない為、条約締結に至っていない。そこで、わが国は、必要な国内法整備の為、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」⁴⁰を国会に提出中である。

5.2 わが国 AML 体制の将来像

（1）わが国 AML 体制に関する報告・提言（先行研究等）

① AML 体制全般に関する報告・提言

わが国 AML 体制に関する報告・提言については、多くの先行研究がなされている。まず、AML 体制全般に関する報告・提言については、以下の先行研究がある。久保田（2013）⁴⁰では、AML 対象取引拡大の流れと、米国法の域外適用の影響についての考察が行われている。田中（2013）⁴⁰では、わが国への FATF 第3次相互審査結果を受けて、FATF 勧告

を厳格に実施する為の「FATF 勧告実施法」の法制化についての提言があった。渡邊(2014)⁴⁸では、世界的な AML 強化の動きにより発生した、欧米大手銀行の AML ハイリスク業務撤退の動きについて紹介があり、田中・阿部・久保田(2014)⁴⁹では、FATF 第3次相互審査指摘事項の法制化について提言があった。いずれも、わが国の FATF 対応への遅れと、先行する欧米での事例から、早急な AML 体制強化の必要性を指摘している。

② 銀行 AML 実務に関する提言

次に銀行 AML 実務に関する提言としては、以下の先行研究を振り返りたい。高砂(2009)⁴⁸では、外国送金受付時という水際ではなく、取引開始つまり口座開設時点での反社会的勢力排除を重視し、地域金融機関と外為事務の外部委託先との情報共有、具体的には共通データベースの構築を提言がなされた。高砂(2013)⁴⁸では、FATF 第3次相互審査に対応する為、外国送金取引の受付時の本人確認手続の流れについて説明があり、調書提出法との兼ね合いで、対顧客宛説明の難しさについて指摘があった。高砂(2014)⁴⁷では、地域金融機関での本人確認厳格化を図る為、経過措置対象顧客の再本人確認実施を提言がなされた。いずれも実務の観点から多くの示唆を与えるものである。

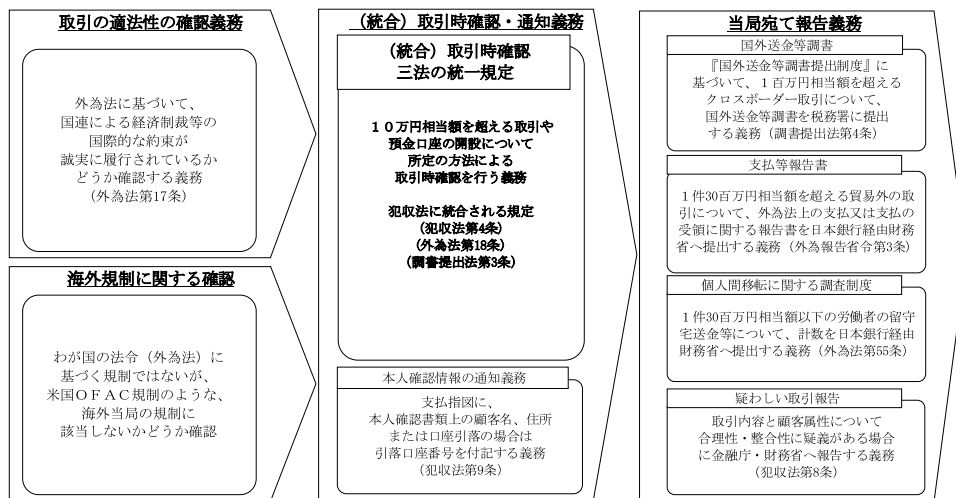
(2) 取引時/本人確認手続きの一本化

拙稿(2017)⁴⁸では、外国送金受付時の取引時/本人確認手続き規定を含む AML 体制は、「マネー・ロンダリング対象の重大犯罪」(犯収法)、「国際的な経済制裁措置の遵守」(外為法)、「租税回避防止」(調書提出法)といった、3法それぞれの立法目的に係りなく、本来同一の手順であるべきであり、3法の取引時/本人確認手続き規定間の整合性欠如が、AML 実務を徒に煩雑且つ非効率なものとしていると指摘した。これを踏まえ、外国送金受付時の取引時/本人確認手続き規定の再編の必要性を提言した。

具体的には、3法の取引時/本人確認手続き規定を犯収法と平仄を合わせるもので、再編後の外為法に基づく3つの義務フローのイメージは、図4の様に簡素化される。また、再編後の3法に基づく取引時確認手順は、図5の様に統一されることとなる。

規定再編の狙いは、ア. 改正犯収法に基づく金融機関の AML 体制整備、イ. 本質的な AML への人的資源投入である。取引時/本人確認手続き規定再編の狙いは、改正犯収法で努力義務となった金融機関の AML 体制整備に資する点を指摘したい。従来、金融機関職員への AML 実務に関する研修教育や、取引時/本人確認手続きを始めた AML 関連の行内規程整備は、3法毎に実施されていた。3法の違いによる職員教育の煩雑さや、顧客への説明に係る時間の浪費等が解消できれば、個々の職員のスキル向上のみならず、改

図 4 再編後の外為法に基づく 3 つの義務フロー



出典：筆者作成

正犯収法の求める AML 体制強化に資すると共に、顧客サービス改善につながると期待できる。

また、規定再編により金融機関職員は、煩雑な取引時/本人確認資料等の形式チェックから解放され、犯罪収益危険調査書に基づくハイリスク取引等へのチェックに集中することが可能となる。これにより年々増加傾向にある、取引時/本人確認と並ぶ、重要な AML

図 5 再編後の 3 法に基づく取引時確認手順

	再編後の取引時確認				
	犯収法の取引時確認		外為法の本人確認☆		調書提出法の本人確認※
金額条件	10万円相当額超	金額条件なし	10万円相当額超	金額条件なし	10万円相当額超※
代り金等	現金 線引のない持参人払式小切手・預金小切手	取引時確認未済の場合	現金 線引のない持参人払式小切手・預金小切手 本人確認未済口座の振替	本人確認未済の場合	外為法の規定準拠※
対象取引	大口現金取引・振込 ・外国送金 ・国内送金 ・両替(外貨両替を含む) (200万円超)	口座開設等の新規取引時	外国送金(仕向・被仕向) 国内送金(円建・外貨建) 取立(仕向・被仕向) 外貨両替(200万円超) 資本取引	外国為替取引 外貨預金 信託 為替予約 輸出手形買取 金融先物指標等の契約締結	外為法(為替取引)の規定準拠※
本人確認資料	犯収法・外為法の定める取引時確認資料				犯収法の規定準拠※
本人特定事項	個人：氏名・住居・生年月日		法人：名称・本店または主たる事務所の所在地		犯収法の規定準拠※
顧客管理事項	必要		犯収法の規定準拠☆	犯収法の規定準拠☆	犯収法の規定準拠※
	個人	法人			
	取引目的・職業	取引目的・事業内容 実質的支配者			
確認記録	取引時確認記録作成要		犯収法の規定準拠☆		犯収法の規定準拠※

※調書提出法の本人確認規定は、犯収法・外為法の取引時/本人確認規定に統合する

☆外為法の本人確認記録は、犯収法の取引時確認記録に統合する

出典：筆者作成

実務である疑わしい取引報告への対応策として有効である。金融機関にとって、取引時/本人確認手続き規定の再編は、より本質的な AML に人的資源を投入可能となることを意味し、AML 体制強化の一助になるものと期待できる。

6. おわりに（結語）

重大犯罪への対策として、実効性の高い AML 体制の確立は、犯罪防止自体に重要なだけでなく、今や国際的な要請でもある。折しも国際組織犯罪防止条約締結に必要な法整備が進捗しているが⁴⁹、国際社会と歩調を合わせ、相互に情報交換や援助が可能となる法整備は、わが国の AML 体制強化に資すると考える。

また、2019年10-11月に実施、2020年6月にも結果公表が予定される FATF 第4次相互審査⁵⁰以降も、引き続き、金融機関を始めとする特定事業者は、AML 管理体制強化を求められると予想される。これを見据え、外国送金受付時の取引時/本人確認規定の再編を始め、AML 実務の一つ一つを着実に改善していくことも、わが国の AML 体制強化に資すると考える。今後も、金融機関における AML 実務の側面から、わが国 AML 体制強化策を、提言していきたい。

注

- (1) 本稿は、拙稿（2017）「外国送金受付時の本人確認手続き再編提言」『国際商取引学会年報』第19号、47-57頁で論じた銀行実務を含む、わが国における AML 体制のあり方全般を論ずるものである。拙稿（2017）からの引用箇所は、主に3.4, 5.2である。
- (2) 警察庁犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）HP「マネー・ロンダリング対策の沿革」
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/maneron/manetop.htm> (as of May 24, 2017)
- (3) 尾崎寛（2008）「米国の反マネーロンダリング規制について」日本安全保障貿易学会第6回研究大会報告
http://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu06/2_ozaki.pdf (as of May 24, 2017)
- (4) 「麻薬に関する単一条約—Single Convention on Narcotic Drugs, 1961」（1961）
https://www.unodc.org/pdf/convention_1961_en.pdf (as of May 24, 2017)
- (5) 「向精神薬に関する条約—Convention on Psychotropic Substances, 1971」（1971）
https://www.unodc.org/pdf/convention_1971_en.pdf (as of May 24, 2017)
- (6) 「麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約—United Nations Convention Against Illicit Traffic in Narcotic Drugs and Psychotropic Substances, 1988」（1988）
https://www.unodc.org/pdf/convention_1988_en.pdf (as of May 24, 2017)
- (7) 皆川誠（2012）「薬物犯罪に対する国際的取締体制の特質」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』
http://www.waseda.jp/prj-wipss/ShakaiAnzenSeisakuKenkyujoKiy05_Minakawa.pdf
(as of May 24, 2017)

- (8) 「アルシュサミット経済宣言（仮訳）項目52., 53.」（1989年7月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/arch89/j15_a.html (as of May 24, 2017)
- (9) “THE FORTY RECOMMENDATIONS OF THE FINANCIAL ACTION TASK FORCE ON MONEY LAUNDERING 1990”, 1990, at
<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF%20Recommendations%201990.pdf> (as of May 24, 2017)
- (10) AML 体制の発展過程については、各年度発行の『犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）年次報告書』または、『犯罪収益移転防止に関する年次報告書』を参照
<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/nenzihokoku/nenzihokoku.htm#pl> (as of May 24, 2017)
- (11) 「ハリファックスサミット議長声明（仮訳）項目10.」（1995年6月）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/halifax95/j21_b.html (as of May 24, 2017)
- (12) G8 バーミンガム・サミットコミュニケ（仮訳）項目21.」（1998年5月）
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/birmin98/commun.html> (as of May 24, 2017)
- (13) 「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約（テロ資金供与防止条約）—International Convention for the Suppression of the Financing of Terrorism」（1999）
<https://www.unodc.org/documents/treaties/Special/1999%20International%20Convention%20for%20the%20Suppression%20of%20the%20Financing%20of%20Terrorism.pdf> (as of May 24, 2017)
- (14) “FATF IX Special Recommendations”, Oct 2001, at
<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/FATF%20Standards%20-%20IX%20Special%20Recommendations%20and%20IN%20rc.pdf> (as of May 24, 2017)
- (15) “FATF Recommendations 2003”, Jun 2003, at
<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF%20Recommendations%202003.pdf> (as of May 24, 2017)
- (16) “FATF Recommendations 2012”, Feb 2012, at
http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/recommendations/pdfs/FATF_Recommendations.pdf (as of May 24, 2017)
- (17) “G8 Action Plan Principles to prevent the misuse of companies and legal arrangements”, Jun 2013, at <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000006561.pdf> (as of May 24, 2017)
- (18) 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年十月五日法律第九十四号）
- (19) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年八月十八日法律第三百三十六号）
- (20) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年六月十二日法律第六十七号）
- (21) 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）
- (22) 2003年本人確認法に関しては、以下を参照した。
後藤健二（2002）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律について」『金融』664号, 2-9頁
後藤健二（2002）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の概要」『旬刊金融法務事情』1647号, 6-11頁
大砂由佳（2002）「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律について」『リージョナルバンキング』52巻9号, 18-23頁
- (23) 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部（2004）「テロの未然防止に関する行動計画」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sosikihanzai/kettei/041210kettei.pdf> (as of May 24, 2017)
- (24) 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年三月三十一日法律第二十二号）

- 25) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第31号）
- 26) 2013年改正犯収法に関しては、以下を参照した。
 外国為替研究会（2012）『改正犯収法の知識と対策 2013年版』外国為替研究会
- 27) 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）
- 28) 2016年改正犯収法に関しては、以下を参照した。
 香月裕爾（2016）『新版 早わかり改正犯収法と取引時確認の実務』ビジネス教育出版社
 白井真人，渡邊雅之（2016）『マネー・ロンダリング対策ガイドブック 改正犯罪収益移転防止法・FATF 勧告への実務対応』レクシスネクシス・ジャパン
 香月裕爾（2016）『Q & A 改正犯罪収益移転防止法と金融実務—取引時確認と疑わしい取引の届出』経済法令研究会
 廣渡鉄（2016）『金融機関のためのマネー・ロンダリング対策Q & A【第3版】』きんざい
 山崎千春，鈴木仁史，中雄大輔（2016）『マネー・ロンダリング規制の新展開』きんざい
 中崎隆，小堀靖弘（2016）『詳説犯罪収益移転防止法・外為法』中央経済社
- 29) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日法律第二百二十八号）
- 30) 資本逃避防止法（昭和七年・法律第一七号）
- 31) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年十二月五日法律第百十号）
- 32) 外務省 HP「外為法の目的と変遷」
http://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/hensen.html (as of May 24, 2017)
- 33) 拙稿（2017）「外国送金受付時の本人確認手続き再編提言」『国際商取引学会年報』第19号，47-57頁
- 34) “THIRD MUTUAL EVALUATION REPORT ANTI-MONEY LAUNDERING AND COMBATING THE FINANCING OF TERRORISM JAPAN”, OCT 2008, at
<http://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/reports/mer/MER%20Japan%20full.pdf>
 (as of May 24, 2017)
- 35) 尾崎寛（2009）「経済制裁の日米比較～マネーロンダリング規制を例にして」日本安全保障貿易学会第9回研究大会報告
http://www.cistec.or.jp/jaist/event/kenkyuutaikai/kenkyu09/2-2_ozaki.pdf (as of May 24, 2017)
- 36) “FATF calls on Japan to enact adequate anti-money laundering and counter terrorist financing legislation”, 25-27 June 2014, at
<http://www.fatf-gafi.org/countries/j-m/japan/documents/japan-aml-cft-deficiencies.html>
 (as of May 24, 2017)
- 37) 久保田隆（2015）「国際コンプライアンスの研究（第2部）国際コンプライアンスの諸相（第15回）FATF 声明（2014年6月）に対する日本の対応と今後の課題」『国際商事法務』634号，548-551頁
- 38) 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約，パレルモ条約）—UNITED NATIONS CONVENTION AGAINST TRANSNATIONAL ORGANIZED CRIME AND THE PROTOCOLS THERETO」（2000），at
https://www.unodc.org/documents/middleeastandnorthafrica/organised-crime/UNITED_NATIONS_CONVENTION_AGAINST_TRANSNATIONAL_ORGANIZED_CRIME_AND_THE_PROTOCOLS_THERETO.pdf (as of May 24, 2017)
- 39) 外務省（2003）「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の説明書」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/treaty156_7b.pdf (as of May 24, 2017)
- 40) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）（2017）
<http://www.moj.go.jp/content/001221006.pdf> (as of May 24, 2017)

国際的なマネー・ロンダリング防止（AML）体制の発展とわが国における AML 体制の将来（花木）

- 41) 久保田隆（2013）「国際コンプライアンスの研究（第1部）AML法制の新たな展開と対応（第1回）国際 AML 法制の対象拡大と「域外適用」の問題点」『国際商事法務』614号，1180-1183頁
- 42) 田中誠和（2013）「国際コンプライアンスの研究（第1部）AML法制の新たな展開と対応（第4回）AML 法制の今後の方向性：FATF 勧告を受けた犯罪収益移転防止法の改正」『国際商事法務』617号，1664-1666頁
- 43) 渡邊隆彦（2014）「国際コンプライアンスの研究 第二部 国際コンプライアンスの諸相（第1回）マネー・ロンダリング対応における de-risking（リスク切断）の動き」『国際商事法務』620号，243-245頁
- 44) 田中誠和，阿部博友，久保田隆（2014）「国際コンプライアンスの研究（第2部）国際コンプライアンスの諸相（第4回）日本の FATF 相互審査結果改善に向けた法的・実務的対応策の検討」『国際商事法務』623号，751-753頁
- 45) 高砂謙二（2009）「犯罪収益移転防止法と金融機関の反社会的勢力対応問題の考察—外国送金受付時の本人確認義務からの考察」『国際商取引学会年報』11号，139-154頁
- 46) 高砂謙二（2013）「犯罪収益移転防止法と金融機関の本人確認問題の考察：本人確認済口座振替による本人確認の検討」『国際商取引学会年報』15号，1-17頁
- 47) 高砂謙二（2014）「マネー・ロンダリング規制の動向と信用金庫における本人確認業務の問題：犯罪収益移転防止法の改正と金融機関の実務対応からの考察」『大阪経済法科大学21世紀社会研究所紀要(5)』，1-19頁
- 48) 前掲書(3)，47-57頁
- 49) 日経新聞「「共謀罪」法案が衆院通過 29日にも参院審議入り」（2017年5月24日朝刊）
<http://www.nikkei.com/article/DGKKZO16774640U7A520C1MM8000/> (as of May 24, 2017)
- 50) “Global Assessment calendar”, at
[http://www.fatf-gafi.org/calendar/assessmentcalendar/?hf=10&b=0&s=asc\(document_lastmodifieddate\)&table=1](http://www.fatf-gafi.org/calendar/assessmentcalendar/?hf=10&b=0&s=asc(document_lastmodifieddate)&table=1) (as of May 24, 2017)